

平成 28 年度沖縄文化活性化・創造発信支援事業 募集要領（一般提案事業公募）

公益財団法人沖縄県文化振興会（以下「文化振興会」という。）では、沖縄県からの委託事業として、平成28年度「沖縄文化活性化・創造発信支援事業」の公募（一般提案事業公募）を実施いたします。当事業に係る事業計画を以下の要領で広く募集します。

1. 事業の概要

(1) 目的

沖縄県及び文化振興会では、本県の多様で豊かな文化（沖縄文化）の活性化や、芸術文化の創造・振興・発信の一層の推進を支援するため、様々な分野の芸術文化活動、地域の文化資源を活用した取り組みや、アートマネジメントを含む広く沖縄文化の担い手の育成などの各種の取り組みに対しての費用を補助します。

加えて、補助金交付対象事業者に対しては、事業評価システムを導入し、事業及び実施事業者に対して、随時、定量的・定性的評価を行い、補助事業の成果の充実や芸術文化関連事業者への効果的な支援を行うことを通じて「沖縄版アーツカウンシル」のあるべき姿について、検討を進めています。

(2) 事業の仕組み

事業の仕組みは、以下の通りです。

① 公募

文化振興会は、補助対象事業を公募します。

② 応募

補助を希望する事業者は、文化振興会に補助金に係る事業計画及び中長期活動方針・計画を提出します。

③ 通知

文化振興会は、資格審査（資格については後述）、CP0（チーフプログラムオフィサー）及びPO（プログラムオフィサー）による書類審査及びアドバイザリーボード（沖縄文化及び芸術文化、アートマネジメントにかかる有識者等で構成）による審査会を経て、採択、又は不採択を決定し、その結果を通知します。

※書類審査に先だってCP0あるいはPOによるヒアリングを実施する場合があります。

④ 交付申請

採択された事業者は、県へ補助金交付申請書を提出します。

⑤ 交付決定

事業者は、県からの交付決定後（交付決定日含む）から事業を開始できます。

⑥ 支援 / PDCA

採択事業の実施期間中は、CP0 及び P0 をはじめとする文化振興会が、随時ハンズオン支援を行い、適切な助言等を行うとともに事業評価システムを導入、文化振興会の要請に応じて適宜、進捗に関して、1ヶ月に1回程度報告を行うこととします。

※ 「ハンズオン支援」とは、組織運営や普及啓発等を含む沖縄県内の芸術文化関連事業者のスキルアップやノウハウの蓄積を目的とした支援のことであり、本事業においては、CP0 及び P0 が随時採択事業者に対して行っていきます。

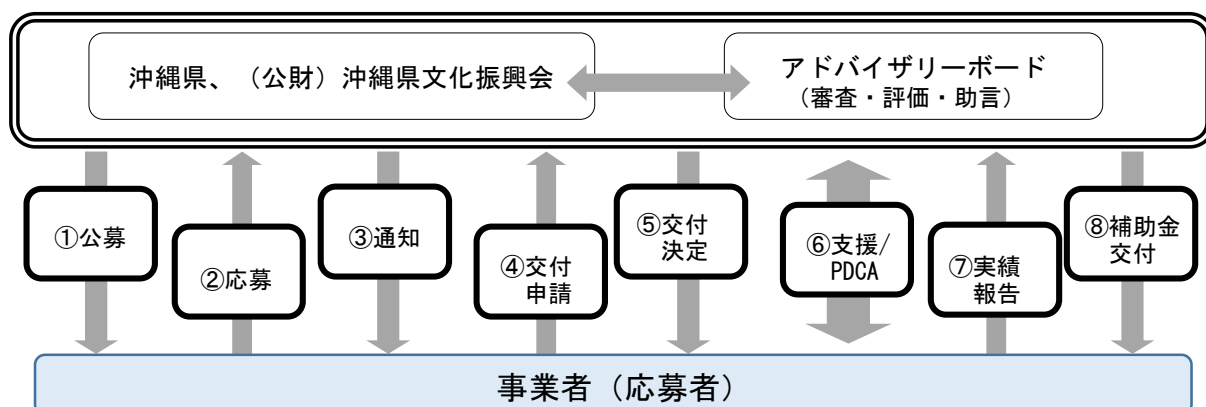
⑦ 実績報告

事業終了後、14日以内に事業者は県に事業の実績報告を行います。

但し、平成 29 年 2 月 28 日（火）まで事業を実施した場合は 3 月 6 日（月）までに文化振興会へ提出し、補助金額の確定後、3 月 13 日（月）までに県へ精算払請求書とともに提出するものとします。なお、3 月中旬に事業報告会（一般公開）を開催します。

⑧ 補助金交付

補助金の交付は、⑦の実績報告に基づき、精算払いを行います。なお、補助金の交付は沖縄県から行われます。概算払いを認める場合もありますので、事前にご相談ください。



2. 応募者の資格

応募者は、次の全ての資格（①～⑥）を満たしていることが必要です。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならない場合もあります。

- ① 沖縄文化の創造・振興・発信に取り組み、県内に事業所を有する民間企業、NPO 法人、学校法人等の法人格を有する団体・組織及び個人事業者であること。

団体、協議会、実行委員会等の任意団体の場合であって、複数の主体により構成される場合においては、構成メンバーの内、代表企業が法人格を有していることとします。

なお、その場合においては、補助金交付先となる代表企業及び協議会、実行委員会等の規約（意思決定方法、会計管理方法等を含む）、役割分担等を応募時に明らかにすること。

代表企業及び構成メンバーのいずれも法人格を有しない場合においては、事業期間中の法人化を前提として採択される場合もあります。

ただし、補助金交付決定までに法人化の目処が立たない場合、補助金交付を行わない場合もあります。

- ② 補助対象事業が、沖縄県及び県内市町村の「沖縄振興一括交付金」を含む国、県、市町村及び公的財団などからの助成金または補助金等を受けていないこと。
- ③ 補助対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的処理能力を有していること。
- ④ 補助対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。事業期間中に法人化をめざす事業者においては、今後の事務局体制の整備が見込めること。
- ⑤ 国税、県税、市町村税を滞納していない者であること。
- ⑥ 事業関係者に暴力団関係者を有していないこと。

3. 募集する提案

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集し、提案内容の審査を行った上で選定された提案内容の事業化のための費用を提案者に支援するものです。以下の事項に留意のうえで提案を行ってください。

なお、一事業者一提案とし、一事業者が複数採択されることはありません。

(1) 支援対象事業

本事業は、県内でのアーツカウンシル機能(*)の拡充を図り、継続的かつ長期的に芸術文化関連事業者の育成に資する取り組みや事業を、当該芸術文化関連事業者の成長・成熟段階にあわせて支援するものです。

*アーツカウンシル機能とは・・・行政と距離を置いた専門家（アドバイザーボード、CP0、PO）による第三者機関（公益財団法人沖縄県文化振興会）が支援対象を審査、選定し、その支援先の事業活動を支援・評価すること。

そのため、アートマネジメント人材の育成や強化、芸術文化関連事業者あるいは当該分野全体の組織基盤の強化に対する支援を行い、“沖縄文化”の土台・仕組みづくりに資する事業を支援します。同時に、文化産業の創出、地域の活性化、他の分野との連携、雇用機会の増大等、沖縄文化の公益性の向上、普及啓発（アウトリーチ）の仕組みづくりに寄与する事業も含まれます。

なお、沖縄文化とは、芸能、演劇、音楽、舞踊、美術デザイン工芸、言語文化（しまくとぅば）、コンテンツ関連産業（映像、アニメ、ゲーム、ウェブ等）、伝統武道、食文化等の広義の文化分野を含むものとします。

支援対象事業の選定は、芸術文化関連事業者の成長・成熟段階に応じて、下記の対象事業から予算の範囲内での採択を予定しています。

① 県内の文化芸術関連事業者の組織化、マネジメント力強化に資するインキュベート事業

沖縄文化等の保全・継承及び創造・発信が図られるとともに、人材育成等、持続可能な仕組みづくりに寄与するもの。また、県内の地域文化、コミュニティ文化の振興のモデルとなるもの。主に、当該芸術文化関連事業者あるいは業界分野の組織化、マネジメント人材の育成を目的としたインキュベート（孵化）事業を対象とする。

② 沖縄文化の担い手・継承者の育成及び新たな文化創造の仕組みづくりに寄与する事業

沖縄文化の創造・振興・発信の担い手、アートマネジメント人材・継承者の育成、また、県内における新たな文化創造の仕組みづくりに寄与し、持続可能な文化創造環境・基盤の整備につながるもの。主に、当該芸術文化関連事業者の組織力、創造力、発信力、育给力等の強化に資する事業を対象とする。

③ 新たな沖縄文化の創出、文化産業の創出等に寄与する事業

県内の多様な歴史文化資源及び地理的特性等を活かすとともに、他の分野（農林水産、福祉、商工、観光等）との連携等により、新たな沖縄文化の創出、文化産業の創出、地域文化の活性化に寄与するもの。主に、当該芸術文化関連事業者及び業界のより社会的、発展的役割の創出に寄与する事業を対象とする。

④ 芸術文化の普及啓発（アウトリーチ）に寄与する事業

県内の芸術文化関連事業者等が県内で行う事業で、幅広く県民への芸術文化の体験機会の拡充及び理解を深める場を提供することが期待され、県民への芸術文化の普及啓発（アウトリーチ）に寄与するもの。主に、需要層（ファン層）の拡大、国内外の市場開拓に資する事業を対象とする。

<対象とならない事業の例>

以下の事業等については、対象となりませんので、ご注意ください。

- ・ 一過性のイベント事業。土台・仕組みづくりに寄与する見込みがなく、また、継続性の担保がみられないもの。
- ・ 自社事業の延長であり、新しい取り組みがみられないもの。また、県内の他の芸術文化関連事業者等にノウハウ等の共有化（オープンリソース化）が見込めないもの。

(2) 支援事業選定にあたっての評価の視点

支援事業選定にあたっての評価の視点は、以下の5項目とします(各項目20点配点。100点満点)。但し、評点のみでなく、本事業の目的と照らし合わせた「総合評価」により審査します。

- ・ **固有性・新規性** : 県内の豊かな歴史文化資源を活用するなど、固有の沖縄文化の保存・継承、新たな沖縄文化の創造・育成につながる取り組みであること。沖縄文化の創造・発信に寄与する新規性が取り組み自体に認められること。
- ・ **持続性・継続性** : 一過性の取り組みに終わることなく、収益や集客力の確保、新たな取り組みを持続する仕組みづくりなど、持続性・継続性の高い取り組みであること。また、そのための仕組み、基盤づくりに取り組もうとするものであること。あわせて県内の人材が主体的に取り組む事業であること。
- ・ **人材育成** : アートマネジメント人材等、芸術文化の担い手・継承者の育成に寄与する取り組みであること。育成された人材がプロフェッショナルとして持続的に活動できる教育的訓練が経験できる場であること。
- ・ **発信力** : 沖縄文化を発信し、国内外に普及啓発（アウトリーチ）する取り組みであること。あるいは、地域及びコミュニティにおける芸術文化として県民、地域住民等に普及啓発（アウトリーチ）する取り組みであること。
- ・ **波及性** : 地域及び他分野との連携等が認められ、県内の芸術文化環境・基盤づくり、また、産業振興、福祉、観光振興等、その他の政策課題への波及効果がある取り組みであること。特に、取り組み自体がモデル的事業となる取り組みであること。

(3) 数値目標等の設定

事業の実施効果を把握するため、数値目標等効果測定が可能な指標（誘客数、経済効果、雇用人数等）を設定し、その測定方法も明らかにしてください。

4. 補助対象費用及び補助期間

(1) 補助率

補助率は、初年度においては事業費（補助対象経費）の9/10以内とします。

但し、2年目以降は8/10以内となります。

※過年度に事業の補助を受けた事業者で、企画目的、事業内容が同じもしくは類似するとみなされた場合は、初年度においても8/10以内となる場合があります。

(2) 1年間における補助金額の上限

支援対象事業	上限
①県内の文化芸術関連事業者の組織化、マネジメント力強化に資するインキュベート事業	500万円以内
②沖縄文化の担い手・継承者の育成及び新たな文化創造の仕組みづくりに寄与する事業	1000万円以内
③新たな沖縄文化の創出、文化産業の創出等に寄与する事業	1000万円以内
④芸術文化の普及啓発（アウトリーチ）に寄与する事業	500万円以内

5. 補助対象経費の範囲

<対象となる経費>

ソフト面の経費（提案された事業の実施に際し直接必要とされるものに限る）

【例】出演料、舞台監督料、講師謝金、旅費、会場使用料、会場設営費（イベント等開催のための一時的な設営）、機材等賃借料、衣裳・楽器等レンタル料、クリーニング代、プロモーション経費、ポスター・チラシ等の印刷製本費、ホームページ制作委託費 等

<対象とならない経費>

ハード整備に係る経費（いわゆる施設整備などは対象外。機器については、事業期間内に減価償却が終了しないものは対象外とします。）

【例】イベント会場の改築費、ステージ設営に係る原材料購入費、機材等購入費、機器整備費 等
費目については変更することはできません。詳細については、沖縄県文化振興会ウェブサイト（<http://okicul-pr.jp/>）の『沖縄文化活性化・創造発信支援事業実施にかかる手引き－平成28年度版－』をご参照ください。

6. 実施期間

実施期間は、平成 28 年度内（補助金交付決定日～平成 29 年 2 月 28 日（火））とします。文化振興会の要請に応じて適宜、進捗に関して 1 ヶ月に 1 回程度、報告を行うとともに、実績報告は事業終了後 14 日以内に県へ提出するものとします。但し、2 月 28 日（火）までの事業については、3 月 6 日（月）までに文化振興会へ提出し、補助金額の確定後、3 月 13 日（月）までに県へ提出します。また、補助金を平成 29 年度に繰り越すことはできません。

7. 実施体制

- ① 企画提案に基づく取り組みは、原則として提案者が自ら行うこととします。
また、事業責任者及び担当者の体制を明らかにすることとします。
- ② 提案者以外の者に取り組みの一部を委託する場合、
原則として応募時に委託部分を明らかにすることとします。
- ③ 実行委員会、協議会等の複数事業者による提案も可能ですが、その場合、
応募の際に提示した構成員の役割分担の範囲内で委託することができることとします。

8. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、記入要領に従い、別途提示する様式に簡潔・明瞭に記入の上、提出してください。（A4 サイズの用紙に 10 ポイント以上の文字で記載すること。）

以下の全ての様式については、（公財）沖縄県文化振興会ウェブサイトからダウンロードできます。

（公財）沖縄県文化振興会 <http://okicul-pr.jp/>

また、参考資料や根拠資料の提出も可としますが、選定にあたっての審査は様式に記載された内容により行います。

（1）様式 1（Word 形式）：

提案事業名、補助事業に要する経費（総額）、補助対象経費、補助金交付希望額、担当者連絡先を記載すること。

（2）様式 2-1（Word 形式）：

提案事業名、事業者名、事業実施地域、事業類型、提案をする理由、事業目的、提案事業の公的ミッション、提案事業の達成される目標／数値目標および内容、人員体制、支援・協力してもらいたい機関・団体等について記載すること。

(3) **様式 2-2 (Word 形式) :**

平成 28 年度に実施しようとする取り組みについて記載すること。

(4) **様式 3 (Excel 形式) :**

平成 28 年度に実施しようとする新たな取り組みに係る必要経費の概算について記載すること。
税抜での記載を行うこと。

(5) **様式 4 (Word 形式) :**

提案者の概要。実行委員会、協議会等の複数事業者での提案の場合は、全ての事業者（任意団体も含む）について提出のこと。また、補助金交付先となる代表企業協議会、実行委員会等の規約及び構成事業者の役割分担表も提出すること。

(6) **その他 :**

様式 1 に記載された「応募者の資格にかかる関係書類」をご確認の上、納税証明書（国税 < 3 の 3 >・県税・市町村税）、誓約書を提出のこと。

9. 応募締め切り・提案書類提出方法

(1) 応募締め切り

平成28年 4月25日（月）正午必着

※締め切り後の提出は一切認めません。

(2) 提出方法

応募書類は、下記あてに郵送、持参、あるいは電子メールにて提出してください。電子メールで提出する場合、押印のある書類は PDF（カラー）で提出し、後日原本を郵送、もしくは持参してください。直接提出の場合は、必ず事前に連絡、調整の上、持参してください。なお、郵送の場合は、封筒に「沖縄文化活性化・創造発信支援事業 事業計画書在中」と朱書きで記入してください。

提出先

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター6階605
公益財団法人 沖縄県文化振興会 沖縄文化活性化・創造発信支援事業担当
e-mail pdpo@okicul-pr.jp
電話098-987-0926

10. 応募後の手続とスケジュール

(1) 選定

応募のあった提案について、先述の「3. (2) 支援事業選定にあたっての評価の視点」により、資格審査、CP0及びP0による書類審査及びアドバイザーボードによる審査会を経て決定します。

(2) 交付決定

選定された企画提案に基づき、事業者が県へ補助金交付申請書を提出後、交付決定通知が送付されます。(平成28年5月下旬から6月上旬を予定。応募数、選定プロセスにより多少前後することがあります。)

(3) 事業評価

補助金交付対象事業者に対しては、文化振興会の支援、助言に従い事業評価システムを導入し、事業及び事業実施団体に対して、随時、定量的・定性的評価を実施し、文化事業の実施の効果及び団体の課題等の検証も行います。原則、中間報告及び事業終了後に実施する予定です。

11. 実績報告及び補助金の支払い等について

(1) 実績報告の提出

事業終了後、14日以内に下記の書類を県へ提出してください。但し、平成29年2月28日(火)に終了する事業は3月6日(月)までに文化振興会へ提出し、補助金額の確定後に3月13日(月)までに文化振興会から県へ提出します。

① 事業実績報告書(写し1部、電子媒体1部)

② 収支を明らかにする明細書類、帳簿及び支払済み領収証等の必要書類一式
(書類確認後、原本の他に写し1部をご提出いただきます。)

(2) 補助金の請求及び支払

沖縄県による完了検査合格後、補助金を請求すること。本事業は、原則精算払いとし、支払は本事業終了後となります。なお、補助金総額の5割以内において概算払いも可能としますが、その可否判断については沖縄県及び文化振興会との調整により決定することとします。

(3) 事業報告会の開催

3月中旬に事業報告会を開催します。報告会は本事業の普及啓発及び情報公開の観点から一般公開で実施することとします。※日時等については、採択事業者に対して後日連絡を行います。

12. その他の留意事項

応募した企画提案が選定された場合においても、企画提案内容のすべての実施を確約するものではなく、県および文化振興会と個別に協議のうえ、事業趣旨に合致しない個別事項については修正する場合があります。よって応募された内容を全て実施することを保証するものではありません。

以 上